



守ろう! 自分のプライバシー!

～マイナンバーと私たちの暮らし～

「今年の10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます」(政府広報)。
2013年5月24日に成立したマイナンバー関連4法が、いよいよ来年
1月から始動します。今年10月には住民票にもとづき、国民一人ひとりに
12桁の番号が通知されることになりました。
この「マイナンバー制度」は私たちにどのような影響があるのか。
パートナーズ法律事務所の磯部たな弁護士にお聞きしました。

新しく制度化される「マイナンバー制度」とはどのような制度なのですか。

「マイナンバー制度」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)に基づく社会保障・税番号制度の通称で、住民票を有するすべての人(外国人も含まれます。)に対して、一人ひとり重複しない固有の12桁の「番号」、すなわちマイナンバー(番号法上は、「個人番号」と呼ばれます。)を付番し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることの確認を可能とすることで①行政の効率化②公平かつ公正な社会の実現③国民の利便性の向上を目指すものとされています。

2015年10月から、住民票登録の住所宛に12桁の番号(マイナンバー)が記載された通知カードの送付が開始され、2016年1月以降、社会保障、税、災
実的なものとしたのが、2015年5月28日に判明した、日本年金機構による基礎年金番号等の個人情報漏えい事件です。これは、外部から職員に届いたメールに添付されていたウイルス入りファイルを開いたことにより、不正アクセスが行われたものと報告されています。

「マイナンバー制度」開始後に、マイナンバーを含む個人情報漏えいした場合、マイナンバーには様々な情報が紐づけられているので、その被害は甚大なものとなること予想されます。しかも、将来的には、預貯金口座への個人番号の付番、医療等分野における個人番号の利用範囲の拡大も検討されていますので、そうなること、情報漏えい等による被害は、財産を「瞬」で失わせるものであったり、健康情報を他人に知られてしまったりと、より深刻なものとなっていきます。

これに対して、行政としては、マイナンバーを含む特定個人情報の利用範囲の制限や、罰則による制度上の保護がなされている、特定個人情報保護委員会による監視もすると思いますが、決して万全とは言えないように思います。

このように、「マイナンバー制度」は、メ
リット以上にデメリットが大きく、デメリットにより国民がこうむる不利益に対する対策が十分整っていないと言えます。

制度導入に当たっての心構え

以上のとおり、「マイナンバー制度」には、

政府は「マイナンバー制度」にはどんなメリットがあるのでしょうか。

政府は、「マイナンバー制度」の導入によるメリットとして、たとえば、①行政機関等において、様々な情報の照合、転記、入力等に要している時間や労力が大幅に削減される(行政の効率化)、②異なる制度間における給付調整が確実になる(具体的には、各種年金支給申請者に関する共済年金の受給状況の確認や、企業年金連合会、国民年金基金連合会等と日本年金機構の間における年金給付状況の確認ができ、給付調整等を確実に行うことが

一定のメリットがあるとはいえ、決して無視することのできないデメリットをも併せ持っています。したがって、私たち国民は、常に、国や自治体のマイナンバー制度の導入についての施策に目を光らせなければなりません。
2015年10月には、いよいよ通知カードが届きます。人ひとりが、「マイナンバー制度」を理解し、そのリスクを十分把握した上で行動することが、自分の生活を守ることに繋がります。

※マイナンバー

マイナンバー(個人番号)のついた自分の情報を行う政機関がいつ、どこでやりとりしたのかなどが自宅のパソコン等から確認できるしくみ。政府は2017年1月から利用できるよう整備をすすめています。

逆に「マイナンバー制度」のデメリットはどんなことですか。

「マイナンバー制度」により、国家や地方公共団体は、特定の個人情報を簡単に把握できることとなります。たとえば、管理担当者が悪質な場合、本来業務においては、不必要なデータにまでアクセスされてしまうおそれがあります。つまり、プライバシーが侵害されるおそれがあるのです。これに対して、政府は、特定個人情報保護委員会による監視、[※]マイナンバーによる自己情報へのアクセス記録の確認という措置を設けている、また三元管理をするわけではないなどとしています。

個人情報の漏えい

「マイナンバー制度」に関して、何よりも懸念されるのは、マイナンバーを含む個人情報漏えいすることです。この懸念を現



磯部たな
弁護士のプロフィール
パートナーズ法律事務所
弁護士(第67期)

中小企業法務、一般民事事件、中小企業の海外進出支援、涉外トラブル相談、在外邦人支援、在日外国人支援、家事事件、刑事事件等を担当。近時は、保育の実施解除差止処分差止請求事件に取り組み。仙台市生まれ、幼児期から高校まで富山市で過ごす。東京大学法学部卒業。慶應義塾大学法務研究科(ロースクール)修了。使用可能言語として日本語、英語、中国語。